

事務所通信

2006年8月号

No. 14



(越山丸)

～ お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします ～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

ツキを呼ぶ魔法の言葉

五日市剛さんの書いた『ツキを呼ぶ魔法の言葉』という本を読みました。

五日市さんがイスラエルのおばあさんに教えてもらった『魔法の言葉』があり、嫌なことがあったら「ありがとう」、いいことがあったら「感謝します」、いつも前向きに「ツイてる」という言葉を使うと魔法がかかるのだそうです。

ある学校でこういう実験をしたそうです。果物を入れたコップを3つ用意し、1つには、毎日ありがとう、感謝しますという言葉、1つには、バカ、テメエという悪い言葉、1つは完全に無視というものです。そして2週間後1番腐っていたのは、無視したコップでした。

ありがとうと言っていたコップの果物はほとんど腐っていなかったそうです。当然悪い言葉を言ったコップも腐っていました。私達にとってより多くの人に幸せになっていただくために、まず学ぶ、学んだことをしゃべるそして行動する。誰にでもできることを伝えて行く。私達にできることは、

(1) 汚い言葉は使わない

(2) ありがとうございます、感謝します。を連発する

こういう小さなよい習慣を身につけることではないでしょうか。

今回は斉藤一人さんの講演のCDを同封いたしました。斉藤さんは『ツイてる、ツイてる』を一日に何回も言うことを提唱しています。なぜなら言葉は心を変え、習慣を変え、ツキを引き寄せるからだそうです。ご存知の人も多いと思いますが、斉藤さんは長者番付でずっと日本で10番以内の人です。成功者の言に耳を傾けてみてはいかがでしょうか。闇夜を照らす灯だからです。



印紙税

印紙税は、通常、課税文書に印紙を貼りそれを消して(印章または署名で、その課税文書と印紙の彩紋とにかけて判明に印紙を消す)国に納付する税金です。

(1) 課税文書

課税の対象となる文書は、印紙税法別表1に掲げられているものです。

(例)

- ・ 不動産の売買契約書、消費貸借契約書(第1号文書)
- ・ 請負に関する契約書(第2号文書)
- ・ 特約店契約書、代理店契約書(第7号文書)
- ・ 金銭又は有価証券の受取書や領収書(第17号文書)

(注) 建物の賃貸借契約書、委任状は課税文書ではありません。

(2) 記載金額

印紙税は、記載金額が一定金額未満の取引は非課税となったり、記載金額に応じて税額が異なったりします。記載金額とは、契約金額、受取金額など、その文書により証明される事項の金額として記載されているものです。

(3) 納税義務者等

印紙税の納税義務は、課税文書を作成したときに成立し、課税文書の作成者が納税義務者となります。1つの課税文書を2人以上の人が共同して作成した場合には、その2人以上の人が連帯納税義務を負います。

(4) 課税標準

印紙税の課税標準は、課税文書の数になります。

(5) 税率

① 記載金額のある課税文書のうち一定のもの・・・段階定額税率

(例) 不動産売買契約書、請負契約書など

印紙税早見表(抜粋)

記載金額	不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書	売上代金に係る金銭の受取書
1万円未満	非課税	非課税	非課税
1万円以上 3万円未満	200円	200円	200円
3万円以上 10万円以下	400円	400円	400円
10万円超 50万円以下	1000円	1000円	1000円
50万円超 100万円以下	2000円	2000円	2000円
100万円超 200万円以下	1万円	1万円	2000円
200万円超 300万円以下	1万円	1万円	4000円
300万円超 500万円以下	1万5000円	1万5000円	6000円
500万円超 1000万円以下	4万5000円	4万5000円	1万円
1000万円超 2000万円以下	4万5000円	4万5000円	2万円
2000万円超 3000万円以下			
3000万円超 5000万円以下			
5000万円超 1億円以下			

(注) 上記の不動産譲渡契約書、建設工事請負契約書は軽減税率後です。(平成19年3月31日まで適用。)

② 上記①以外の文書・・・定額税率

(例) 定款、保険証券など

(6) 過怠税等

① 印紙税の過誤納

納税地の所轄税務署長の確認を得て、過誤納金の還付、充当が受けられます。

② 過怠税

- 課税文書の作成者が課税文書の作成時までに印紙税を納付しなかった場合は、その納付しなかった印紙税の額とその2倍相当額の過怠税(合計で不納付額の3倍)が徴収されます。
- 貼り付けた印紙を所定の方法で消さなかった場合は、印紙の額面金額と同額の過怠税が徴収されます。
- 税務調査の前に自ら印紙税の不納付を申し出た場合は、その納付しなかった印紙税の金額とその10%相当額の過怠税が徴収されます。

なお、上記のいずれの場合でも、その課税文書の効力には影響しません。

< 堀 田 >

社会保険

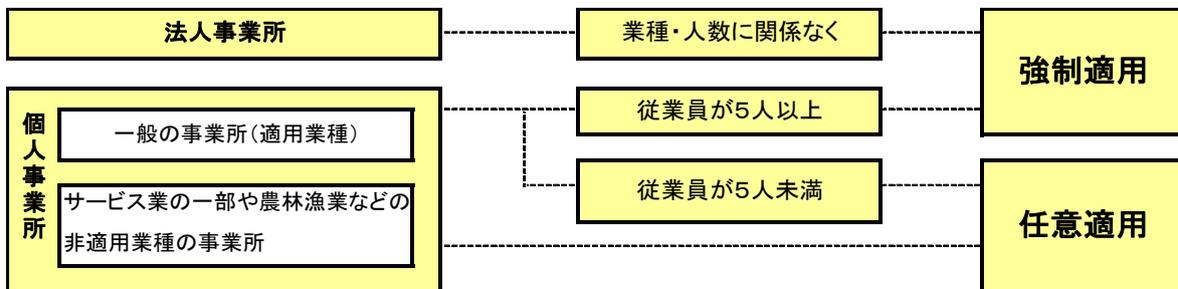
社会保険に加入しなくてはならない従業員とは？

この頃新聞の記事で目に留まるのが、パートタイマー等の短時間労働者被保険者拡大の話題が多く取り上げられております。現在の社会保険の仕組みを知っていただくために、どのような方が社会保険に加入しなくてはならないか、パート・アルバイトの場合の短時間労働者の加入要件はどのようになっているか確認の意味で説明させていただきます。

<適用事業所と被保険者>

☆ 法人事業所と5人以上事業所が強制適用の対象

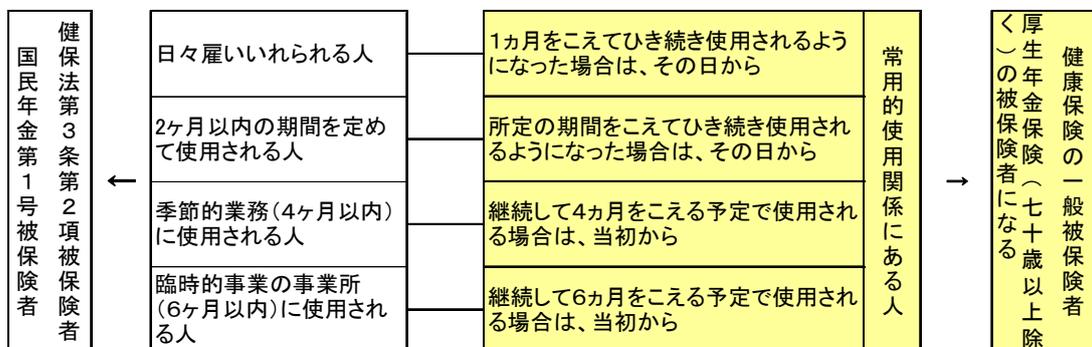
すべての法人事業所、常時5人以上の従業員のいる個人事業所は、強制的に健康保険・厚生年金保険に加入しなくてはなりません。



<適用事業所での常用的使用関係で被保険者に>

適用事業所で常用的使用関係にある人が被保険者となります。これは、法律上の雇用契約等ではなく、適用事業所で働き報酬をうけるという事実上の使用関係をいい、試用期間中でも報酬が支払われるならば使用関係が認められます。この常用的使用関係があれば、国籍などには関係なく被保険者となりますが、日々雇い入れられる人など常用的使用関係にない人は、一般被保険者とはなりません。

<常用使用関係の判断>



< 常用的使用関係のパートタイマーの取り扱い >

皆さんはご存知かと思いますが、パートだから或いはアルバイトだからといって社会保険に加入しなくて良いと思っていないですか？

パートタイマーが被保険者となるかどうかは、適用事業所での身分関係だけでなく、常用的使用関係にあるかどうかでできます。その目安は①勤務時間と②勤務日数で、それぞれ一般社員のおおむね4分の3以上あれば被保険者とするのが妥当とされています。

① 勤務時間

1日の所定労働時間が、一般社員のおおむね4分の3以上（一般社員の所定労働時間1日8時間とすると、6時間以上の場合）で該当します。日によって勤務時間が変わる場合は、1週間をならし、所定労働時間のおおよそ4分の3以上であれば該当します。

② 勤務日数

1カ月の勤務日数が、一般社員の所定労働日数のおおむね4分の3以上であれば該当します。一般社員の1カ月の所定労働日数は、必ずしも実出勤日数をさしていませんが、その事業所で同じような仕事をしている社員のおおよそ4分の3以上勤務していれば該当します。



※網掛けの部分を超える方が被保険者に該当します。

< 倉 又 >

貸倒損失

会社の金銭債権が、焦げ付き回収できないとお困りの方も多いかと思われませんが、「回収できないから」という安易な理由で貸倒処理してしまうと、問題になる可能性があります。

貸倒損失として計上するには、税法上条件づけられており以下の3つの場合でなければ貸倒損失とは認められません。

*** 金銭債権が切り捨てられた場合 ***

次に掲げるような**事実に基づいて切り捨てられる金額**は、その**事実が生じた事業年度の損金**の額に算入されます。

- ① 会社更生法、金融機関等の更正手続きの特例等に関する法律、商法、民事再生法の規定により切り捨てられる金額
- ② 法令の規定による整理手続によらない債権者集会の決議決定及び行政機関や金融機関などのあっせんによる協議で、合理的な基準によって切り捨てられる金額
- ③ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、弁済が不能になった場合において債務免除通知を**書面で明らかにした債務免除額**

※債務者に支払い能力等があるにも関わらず、債務免除した場合にはその債務免除額については、**債務者に対しての贈与**とみなされますので注意が必要です。

*** 金銭債権の全額が回収不能となった場合 ***

債務者の資産状況、支払能力などからその全額が**回収できないことが明らかになった場合は**、その明らかになった場合は、その明らかになった事業年度において貸倒として損金経理することができます。

ただし、担保物があるときは、貸倒の対象とすることはできません。

*** 一定期間取引停止後弁済がない場合等 ***

次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対する売掛債権について、その売掛債権の額から、**備忘価格を控除した残額**を貸倒として損金処理することができます。

※備忘価額は、取引先ごとに1円以上付します

- ① 取引停止の時と最後の弁済の時などのうち、最も遅い時から**1年以上経過**したとき
- ② 同一地域の債務者に対する、**売掛債権の総額が取立費用より少なく**、支払を督促しても弁済がない場合

＜ 池 原 ＞

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
8月22日(金) 午後6時30分 ～ 午後8時30分	テルモ経営研究会 [壱番屋ビデオ研修]	加藤税理士事務所	加藤 輝守	1,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。
また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

氷



大きすぎてグラスに入らない氷は、金属スプーンを軽く持ち手首のスナップをきかせて丸い面でたたくと楽に割れる。
ハイヒールで足を踏まれると大変痛いと同様、触れる面積が小さいほど圧力が加わるから。



教育マガジン「おもしろ雑学集より（担当：広川）」



休日カレンダー



8月(葉月)August

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5 堀田・広川
6	7	8	9	10	11	12 伊藤・原
13	14 お盆休み	15 お盆休み	16	17	18	19 倉又・田中
20	21	22 テルモ経営研究会	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも営業しています。名前の書いてある者のみ出勤です。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

8月の税務

- 8月10日 本年7月分源泉所得税・特別徴収住民税納付
- 8月31日 事業税第1期分の納付
住民税第2期分の納付
土地取得に係る特別土地保有税の申告
本年6月決算法人 法人税等確定申告・納付
本年6月決算法人 消費税確定申告・納付
本年12月決算法人 法人税等中間・予定申告・納付
本年12月決算法人 消費税中間申告・納付
当月決算法人の消費税各種届出書提出

あとがき

梅雨も終わり、いよいよ夏も本番です。ジリジリとさらに暑くなってくるわけですが、暑さに負けてしまい夏バテをする人もいないのでしょうか。

夏バテをしてしまう原因として、たくさん汗をかくことで体に必要な水分・ビタミン・ミネラルが出ていってしまうこと、暑くて食欲が減退し栄養不足になること、冷たいものを多く摂る事で胃酸が薄まり胃腸の働きが低下する、などがあげられます。

夏バテをせず、楽しい夏を過ごすためにも、

- ① 三食きちんと食べる。
- ② ビタミンB₁(豚肉、うなぎ、大豆、カツオetc)の多い食品をしっかり摂る。
- ③ 冷たい飲物、食べ物は控えめにする。

暑いからと言ってだらけずに、体調管理に努めたいと思います。

小 森